

令和6年10月分から児童手当の制度が一部変更になります。

令和6年10月分から、児童手当制度が以下のとおり変更になります。

現在児童手当を受給中の方は、変更に伴う手続きは原則不要です。ただし、制度改正に伴い新たに児童手当の対象となる世帯や対象児童の増加が見込まれる世帯等では、申請手続きが必要になることがあります。

なお、本日送付した年間支払通知書の支払日及び支払金額は、現行の児童手当制度による支払日及び支払金額を記載しています。**改正後の支払日等については、対象者に文書を送付するとともに、広報等でもお知らせします。**

ご不明な点は、問い合わせ先までご連絡ください。

児童手当の変更内容



① 支給対象児童の拡大

現在、中学3年生(15歳到達後の最初の年度末まで)まで支給していますが、令和6年10月分以降は高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)まで支給します。

※中学生以下のお子様がおらず、高校生年代のお子様を養育している方は、認定請求書を提出していただく必要があります。

② 支給金額の見直し

	現行	令和6年10月分以降
3歳未満	15,000円	第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円
3歳～小学生	第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
中学生	10,000円	
高校生年代	支給なし	
所得制限以上	特例給付 5,000円	廃止

③ 所得制限の撤廃（特例給付の廃止）

受給者の所得制限が廃止され、**所得に関係なく児童手当が支給されます。**

※所得上限を超過したことにより児童手当の受給資格を喪失している方は、認定請求書を提出していただく必要があります。

令和6年10月以降の認定に係る申請書類は、令和6年8月下旬に郵送する予定です。

④ 第3子加算のカウント方法の見直し

現在、高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)のお子さんまでを第三子としてカウントしていますが、改正後は大学生年代(22歳到達後の最初の年度末まで)のお子さんまでを第三子とカウントします(進学・就職を問わず、お子様を養育していればカウント対象になります。)

※3人以上のお子さんを養育している方で、大学生年代18歳から22歳(平成14年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれ)のお子さんをカウント対象に加算する場合は、申請が必要です。

(例) 子ども3人(20歳、15歳、5歳)を養育している、児童手当支給対象世帯

	現行	令和6年10月分以降
第1子(20歳)	第三子カウント対象外	第三子カウント対象 ※ 申請が必要です
第2子(15歳)	10,000円	10,000円
第3子(5歳)	10,000円	30,000円
合計	20,000円	40,000円

⑤ 支給回数の変更(年3回から年6回・偶数月)

現在、年3回(6月、10月、2月)支給していますが、改正後は年6回(偶数月)に支給回数が変わります。改正後初回の支給日は令和6年12月10日です。

支給回数の増加により、1回の支給対象月数が4か月分から2か月分が変わりますのでご注意ください。

支給対象月	今後の支給日	支給額 (例) 子ども3人(10歳、5歳、1歳)を養育している場合
6月～9月分	令和6年10月10日	月額 35,000円 × 4月分 = 140,000円
(改正後) 10月、11月分	令和6年12月10日	月額 50,000円 × 2月分 = 100,000円
12月、1月分	令和7年2月10日	
2月、3月分	令和7年4月10日	
4月、5月分	令和7年6月10日	
6月、7月分	令和7年8月8日	
8月、9月分	令和7年10月10日	

市ホームページ

問い合わせ 山陽小野田市 福祉部 子育て支援課

☎ 0836-82-1175 平日8時30分から17時15分まで

